

Q&A

病理解剖を行う際の遺族の同意について

Q. 当院で亡くなった入院患者の死因を解明するために病理解剖を予定しています。ただ、遺族はいるようですが、長年交流がなかったようであり連絡先も分かりません。このまま遺族に連絡が取れず承諾を得られなかった場合、病理解剖を実施しても問題ないでしょうか。

また、仮に何人かの遺族と連絡が取れたものの、そのうちの1人が反対した場合はどうすればよいでしょうか。ちなみに、病理解剖について、生前に患者本人から承諾は得ています。

病理解剖を行う際の遺族の同意の要否について教えてください。

A. 病理解剖を実施するためには、遺族の承諾が必要です。

そのため、遺族の承諾を受けられなかった場合は原則として実施できません。ただし、死体の引取者がいない場合や死因を解明するために解剖が必要であり遺族の意向の判明を待っていてはその目的が達せられない場合には実施できる可能性があります。

1. 原則

病理解剖を実施するためには、原則として「遺族の承諾」を受けなければなりません（死体解剖保存法7条頭書）。そのため、医療機関としては、遺族の少なくとも1人から事前に承諾を得る必要があります。また、遺族の承諾を要する理由が、肉親の遺体に手を加えることに対する遺族の宗教的感情への配慮と考えられていること、遺族の承諾のない解剖は、本来、死体損壊罪（刑法190条）に該当するものであり、あくまでも一定の要件が認められた場合に限って許されるものであること等に鑑みると、遺族の一部でも反対する者がいる場合には、基本的に実施を控えるのが望ましいといえます。

遺族から承諾があることを明確にするために、承諾を得る際は、主治医等から病理解剖の必要性や内容を十分に説明のうえ、承諾書に署名してもらうといった対応が望されます。特に、解剖する部位によっては承諾しないということも想定されるため、解剖する部位や範囲については特に丁寧に説明するようにしましょう（骨の採取までは承諾していなかったとして争われた事例もあります：東京地裁平成14年8月30日判決）。医療機関においては、病理解

剖に関するマニュアルや説明文書を作成しておくなど事前に準備しておくとよいでしょう。

2. 例外

1のとおり、病理解剖の実施にあたっては、原則として「遺族の承諾」が必要ですが、以下の場合、例外的に遺族の承諾がなくとも実施できます（死体解剖保存法 7条ただし書）。

- ① 死亡確認後 30 日を経過しても、なおその死体の引取者のない場合（同条 1号）
- ② 2 人以上の医師（うち 1 人は歯科医師でも可）が診療中であった患者が死亡した場合において、主治医を含む 2 人以上の診療中の医師または歯科医師がその死因を明らかにするため特にその解剖の必要性を認め、かつ、その遺族の所在が不明であり、または遺族が遠隔の地に居住する等の事由により遺族の諾否の判明するのを待っていてはその解剖の目的がほとんど達せられない場合（同条 2号）

そのため、仮に遺族と連絡が取れない等により承諾を得られなかつたとしても、①もしくは②に該当する場合には、病理解剖を実施できます。ただし、②については「その死因を明らかにするため特にその解剖の必要性」がある場合とされているところ、例外的に遺族の承諾なくとも実施できる場面であることを踏まえると、死因を解明するためには解剖が必須であり他の方法では困難であるか否かについて、カンファレンスを実施するなどして複数人で慎重に検討するのが望ましいでしょう。

なお、本人の承諾があることは、遺族の承諾がなくとも解剖が実施できる例外事由とはされ
ていません。そのため、仮に生前本人の承諾があったとしても、上記①、②の例外事由に該当しない限り、遺族の承諾がなければ実施できませんのでご注意ください。

【参考文献】

- ・ 病理解剖指針について（昭和 63 年 11 月 18 日付け健政発第 693 号）
- ・ 粟屋 剛著. 死体解剖保存と遺族ないし本人の承諾－医事法・生命倫理の視点から－. 岡山医学会雑誌. 2001; 113: 141-157.

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ [法医解剖時の写真撮影法の紹介（その1）***](#)
- ・ [異状死と医療関連死の定義と問題点を見直す：法医学の立場から***](#)
- ・ [救急外来で施行した Autopsy imaging の現状**](#)

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。